

一般社団法人 鉄ミネラル

会員規程

2020年4月10日修正

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人鉄ミネラルの会員の運用及び会員の権利と義務等について定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(種別)

第3条 会員は、次の4種とし、運営会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し、運営に携わる個人及び法人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人
- (3) 農業会員 この法人の目的に賛同して入会し、農業関連の事業に活用する個人
- (4) アンバサダー会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第4条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事に承認を受けなくてはならない。

(会員の権利)

第5条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会に出席して意見を述べる権利
 - (2) 鉄ミネラル技術を使って農業活動および、アドバイザー活動を行う権利
 - (3) 「鉄ミネラル」の商標を利用する権利
 - (4) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利
 - (5) 会員活動に必要な情報を受ける権利
- 2 運営会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。
- (1) 総会において議決に加わる権利
 - (2) 総会開催請求権

(会員の義務)

第6条 運営会員及び法人会員、農業会員、アンバサダー会員は、本会員規定第7条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第7条 会費は、入会月より翌年の入会当月までの1年間の会費をいう。

- 2 定款第7条による会費は、次のとおりとする。
- (1) 運営会員の会費は、30,000円とする。
 - (2) 法人会員の会費は、30,000円とする。
 - (3) 農業会員の会費は、12,000円とする。
 - (4) アンバサダー会員の会費は、6,000円とする。
- 3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第8条 会員は、毎年当該年度の会費を入会月に納入しなければならない。

(滞納措置)

第 9 条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

- (1) 6ヶ月滞納の時点で、本会員規定第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる情報の送付および会員特典を停止する。
- (2) 1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、本会員規定第 10 条第 3 項に基づき退会とみなす。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 11 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 定款及び、本会員規定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(守秘義務)

第 13 条 会員は、当法人が機密と指定した情報について、定款第 3 条の目的の実現に向けてのみ使用するものとし、当該目的のために知る必要のある相手方以外の第三者に開示、提供もしくは漏洩しないことを厳守しなければならない。

(退社後の秘密保持の誓約)

第 14 条 退社・除名等により会員資格を喪失した後も、本会員規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(免責および損害賠償)

第 15 条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、本規約第 9 条に定められた守秘義務を遵守し、また自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 万が一、会員が第三者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

3 会員は、本会員規定第 9 条に規定された守秘義務に違反して、当法人の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、当法人及び会員に対して賠償の責任を負うものとする。

(変更)

第 16 条 この規定の変更は、社員総会の議決を経て定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、2020年1月20日から施行する
- 2 この規定は、2020年4月10日から施行する